

《発行者》 協同組合 愛知労務協会  
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



## 目次

1. 改正情報
2. WLB制度の  
定着に向けて
3. 所長コラム

## 1. 改正情報

### ■ 育児休業給付金の支給率が変更

育児休業給付金は、従業員が育児休業のため仕事を休み賃金を受けられないときに雇用保険から支給されるものです。

平成26年3月28日の参議院本会議において、「雇用保険法の一部を改正する法律」が賛成多数で可決・成立し、この給付金は、平成26年4月1日以降に開始する育児休業から、育児休業を開始してから180日目まで休業開始前賃金の67%に引き上げられることになりました。

#### 【改正点】

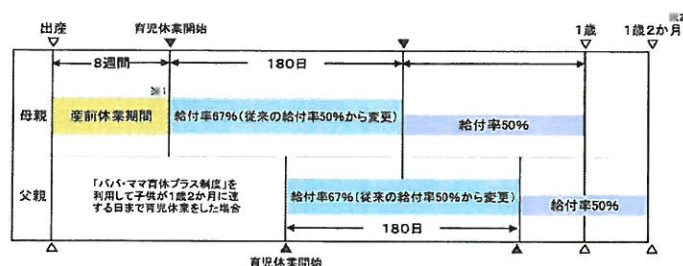
##### ● 支給率

平成26年4月1日以降に開始する育児休業（※）から、育児休業を開始してから180日目までは、休業開始前の賃金の**67%**を支給。

181日目からは、従来通り休業開始前の賃金の**50%**を支給。（これまで全期間について50%）

※）平成26年3月31日までに開始された育児休業は、これまでどおり育児休業の全期間について休業開始前の賃金の50%が支給されます。

##### ● 支給額のイメージ



※1 母親の産後休業（出産日の翌日から8週間）は育児休業給付金の支給対象となる育児休業の期間に含まれません。

※2 母親と共に父親も休業する場合（パパ・ママ育休プラス制度利用時）、後から育児休業を開始する方は子供が1歳2か月に達する日の前日までの育児休業に対して最大1年まで支給します。

#### ◆支給額の上限・下限について

支給の対象期間中に賃金の支払がある場合、支払われたその賃金の額が休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額に対し、13%を超えるときは支給額が減額され、80%以上のときは給付金は支給されません。

また、育児休業給付金には上限額と下限額があり、支給率が67%のときの支給単位期間1か月分としての上限額は286,023円、下限額は46,431円です。（支給率が50%のときの支給単位期間1か月分としての上限額は213,450円、下限額は34,650円）

上記は平成26年7月31日までの額です。

## 2. WLB制度の定着に向けて

### ■ 制度定着に向けての取組事例

#### 【1】管理職による職場のマネジメント改革

##### ③業務進捗状況を『見える化』する

多様な働き方を認めつつ、業務を滞りなく遂行していくため、管理職には業務の進捗に応じた適切なサポート、職場内で互いにサポートしやすい体制を作ることが求められます。そのために、メンバー各人の仕事を「見える」ようにしておくことが重要です。

#### ■日頃からの業務内容の共有化

部署内のメンバーが業務全体を理解・共有できるようコミュニケーションを密にしている。ミーティングは週に1~2時間ほどと、少し多めに時間をかけている。休職者の仕事を割り振るときには、経験者だけでなく未経験者にも仕事を回すようにしている。(木造建築工事業/1,000人以上)

#### ■工程表による業務の「見える化」

「工程表」を作成し、工程表以外の作業はしないことで、無駄な作業や残業をなくしている。顧客の厳しい納期を守るためにも、工程表は「何時頃、どこを通過」といった細かい部分まで作りこんでいる。顧客と納期の話をするときも工程表を活用している。工程表を活用した管理で、工程表以外の作業による残業かどうかなども確認できる。(染色整理業/50人以下)



業務の『見える化』を図るには、次のような方法があげられます。

- ・ 工程表作成
- ・ 定期ミーティング
- ・ 資料の共有化
- ・ イン트라ネットでのスケジュール共有

など

## 3. 所長コラム

### ■ 配偶者控除

マリア 「社長、私は夫を扶養しているのに家族手当がつくはずですよ。ね？」

社 長 「え？夫に対する家族手当なんて聞いたことがないよ？」

マリア 「でも、就業規則に扶養している配偶者がいると1万円家族手当が支給されるって。」

社 長 「でも、いくら失業してるといっても、女性が夫を扶養してるといえるのかな・・・。」

マリア 「そんなの女性差別ですよ。」

扶養家族の定義を明確にすることが必要です。税法と健康保険法では扶養家族の定義が違います。また、支払時期を明確にすることも重要ですね。

それにしても、政府は女性の雇用が拡大されることを理由として配偶者控除の撤廃をしようとしています。確かに配偶者控除から外れることを嫌がり労働を制限してきたパートさんは減少するけど、専業主婦家庭は増税ですね。何か他の減税策と一緒にできなきゃ、なんだか取られるばかりという気持ちになるのは僕だけですか？



女性の社会進出を阻んでいるのは配偶者控除ではなく、家事労働で時間に制約があるため希望する条件に合わない労働を選ばざるを得ないことや、子供を安心して預けられる環境が無いなどの社会構造にあるのではないのでしょうか？